

社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会車いす貸出要綱

(目的)

第1条 町民に対し、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有・整備している車いすを貸し出すことにより、利用者の社会参加の促進、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 鞍手町内に居住し、次の各号に掲げる者を利用対象者とする。

- (1) けが等の理由により短期間車いすを必要とする者
- (2) 地域福祉の向上を目的とした事業及び行事
- (3) その他会長が特に必要と認めた場合

(利用申請)

第3条 車いすを借用する場合は、車いす利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入のうえ、提出するものとする。

- 2 利用申請の受付は、本会の業務時間内とする。ただし、返却のみについては、この限りではない。

(貸出期間)

第4条 車いすの貸出期間は、最長1ヶ月とし、その範囲内で必要な期間貸出を受けることができる。

- 2 貸出期間の延長をすることはできない。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は、無料とする。

(他法の優先)

第6条 車いすの借用を希望する者が、他制度等によりその便宜が受けられる場合は他法を優先するものとし、車いすの貸出は行わない。ただし、その手続きに時間がかかる等の場合は、その期間について貸出を行うものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は次の各号に該当する行為を行ってはならない。なお、該当する行為を行った場合、本会は利用者に対し、当該車いすの修理または新規の購入に係る費用の請求、本会の車いす借用の今後一切の禁止等を申し渡すことができる。

- (1) この要綱に規定する用途及び申請書にて申請した用途以外の使用
- (2) 当該車いすの転貸・譲渡等処分すること
- (3) 貸出期間を過ぎての使用
- (4) 利用者の責任における破損・紛失

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

